

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
1	調達仕様書 (第0.8版)			ガバメントクラウド上に「窓口DXSaaS」としてシステムを構築する費用は、事業者負担ということでしょうか。	R 5年度のガバメントクラウド利用料はデジタル庁が負担しますが、構築に係る人件費等は事業者の負担となります。 また、デジタル庁は、令和5年度のガバメントクラウド利用料及び運用保守フェーズでのサービス稼働状況実績レポートの作業費の負担を予定しています。
2	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (2) 解決したい課題と改善のための方策 (例)	3	「住民異動に伴う手続きをワンストップで行うこと」とあるが、「引っ越しワンストップ」「罹災証明申請の電子化」など各省庁がこれまで／これから提供するサービスと重複するものは、窓口DXSaaSのサービスから除くべきといった制約があれば明示いただきたい。	制約はありません。
3	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (3) 前提条件	4	前提条件として記載されている「SaaS間の移行（乗り換え）が容易にできること」とありますが、窓口DXSaaSの具体的な機能や実装方法は創意工夫に委ねるとあり、それぞれの事業者が提供する機能が異なると「移行」というのは現実的ではないと考えます。サービスを解約し別のサービスへ「乗り換える」（システム再構築）であれば対応可能かと思えます。	「SaaS間の乗り換えに対応できること」とは、いわゆる「ベンダーロックイン」を避け、競争原理を正常に機能させたいという主旨となります。 「それぞれの事業者が提供する機能が異なる」ことは当然のこととして、A事業者が提供する窓口DXSaaSの機能とサービスに満足しなくなった地方公共団体が、B事業者が提供する窓口DXSaaSに乗り換えしようとする際に、例えば、契約内容の縛り（コーポレートロックイン）や、窓口DXSaaSに付帯してオプションとして提供するサービスが独自規格の専用機器を必要とするといった（テクノロジーロックイン）ことを、地方公共団体の立場から回避したいと考え、記載しています。
4	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (4) 必須要件	4	API等で連携するサービスの対象範囲については、事業者の競争領域となる認識で相違ないか。費用に影響するため、連携が必須となるサービス範囲を定める場合には、仕様書に示していただきたい。	API等で連携するサービスの対象範囲については、事業者の創意工夫領域となります。 マイナポータルや公共サービスメッシュ等との連携が想定されます。
5	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (4) 必須要件	4	4つの必須要件は、想定スケジュールのどの段階で必須となりますでしょうか。（モックアップ時点、2023年3月末時点など）また、モックアップ環境を公開するにあたり、最低限実装が必要な機能要件をお示しいただくことは可能でしょうか。	【1】【2】【3】はモックアップ時点で動作イメージが確認できるようにしてください。 【4】については、API連携に対応したシステムであることを「必須要件」としています。 連携先としては現時点ではマイナポータル、将来的には公共サービスメッシュ等が想定されます。

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
6	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (4) 必須要件	4	マイナンバーカードから情報を読み取り、必須条件[2]の申請書に自動入力する以外で、推奨される活用例が、もし具体的にあれば、教えてください。	創意工夫領域となりますが、活用例として以下のものが想定されます。 ・ 公的個人認証などマイナンバーカードのICチップを活用した本人確認 ・ 地方公共団体が発行している各種機能との一体化 など
7	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (4) 必須要件	4	「申請書作成ができること」については紙帳票のことを指しますでしょうか。	紙帳票だけでなく電子的な帳票でも構いませんが、電子の場合は署名する仕組みも合わせて必要になると考えられます。
8	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	P6の想定スケジュールに記載されている「モックアップ公開」「サービス紹介資料の公開」「料金表の公開」は、実施主体が事業者となっております。この「公開」というのは、どのような行為・範囲を指すでしょうか。	ラインナップの公開は事業者名及びサービス名をデジタル庁ホームページにて公開することとし、サービス紹介資料、料金表は共創PF等にて地方公共団体に案内します。
9	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	P6の想定スケジュールについて、事業者と地方公共団体の契約は10月となっております。窓口DXSaaSを利用する前提で、契約を早めることはできないでしょうか。データ連携の構築には、既存の基幹業務システムベンダーの協力（仕様調整）が必要ですので、先に着手できる工程は先に進めたいと思います。	契約時期は、地方公共団体毎に異なると考えています。 地方公共団体がラインナップ公開後の8月に調達を開始した場合は、選択する契約方法、予算規模等によって2023.10月頃になる可能性が高いと考えますが、地方公共団体によってはそれより早い日付での調達・契約を実施することは想定されます。
10	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	作業期間が短いようですが、一部作業を翌年度に繰り越し可能な調整いただくことはできますでしょうか。	想定していません。
11	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	対象とする窓口業務のうち、令和5年8月までにサービス利用可能となる業務が、特定の手続きに限定されるシステム（例：出生手続きとお悔み手続きのみ）であっても応募可能か？	資格要件を満たしていれば応募は可能です。
12	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	「操作性やサービスを利用した業務フロー等を事前に確認することを目的としてモックアップ環境」において動画やAdobe XDなど簡易なものを許容いただきたい。	モックアップ環境は、地方公共団体がSaaSを選定する際にサービスの内容を操作して確認できるものと想定してます。
13	調達仕様書 (第0.8版)	4 事業の内容 (6) 想定スケジュール	6	「料金表の公開」について、料金設定の方法に制約があればご教示いただきたい。 例) 住基,印鑑,税,国保,介護,後期高齢,児童手当,学齢簿などそれぞれのサービスで利用料を設定すること、など	制限はありません。

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
14	調達仕様書 (第0.8版)	5 調達の範囲	7	窓口 DXSaaS 本調達時には、ガバメントクラウド側のネットワーク環境構築についての作業とスケジュール期間の例があれば、お示し頂けると幸いです。	デジタル庁との契約を行った事業者については契約締結後ガバメントクラウド上でシステム構築を始められるよう対応する CSPのユーザーアカウントをデジタル庁において用意し、これへのアクセス権を事業者に付与します。サービス提供開始時期については利用団体と調整していただく必要がございますが、早い地方公共団体では2023年11月頃、多くの団体では2024年1月～2月になるものと想定しています。
15	調達仕様書 (第0.8版)	5 調達の範囲 (1) 地方公共団体への窓口DXSaaSの提供	7	「SaaS 環境を構築するのにあたり、対応するCSPのユーザーアカウントをデジタル庁が事業者に付与する」とありますが、事業者が所有しているアカウントで窓口DXSaaSの環境構築することは可能でしょうか。	事業者がガバメントクラウド上に SaaS 環境を構築するのにあたり、対応する CSPのユーザーアカウントをデジタル庁において用意し、これへのアクセス権を事業者に付与します。
16	調達仕様書 (第0.8版)	5 調達の範囲 (3) ガバメントクラウド利用料の支払い	8	令和5年度までは貴庁が負担されると記載がありますが、令和6年度以降のガバメントクラウド利用料の目安を仕様書に記載される予定はありますでしょうか。	ガバメントクラウド利用料についてはCSPとの契約上、開示できません。各CSPで一般的に公開されている各サービスの料金を参考にしてください。
17	調達仕様書 (第0.8版)	6 契約期間	8	窓口DXSaaSとしてのサービス提供継続の判断については各窓口DXSaaS提供ベンダーにて年度単位で判断が可能という認識でよいでしょうか。	要件定義書7.13サービス終了通知に「サービス終了する日を含む月を除いた12月前にメール/Webで通知すること。」としています。
18	調達仕様書 (第0.8版)	7 その他 (2) (イ)	8	秘密保持契約を締結した際に指定ドキュメントを提供いただけるとの認識ですが、提供可能な時期についてもお示しいただくことが望ましいと考えます。	「ガバメントクラウド利用（予定・検討）のシステム提供又は移行支援に係る契約上の秘密保持契約」の締結をしていれば随時提供可能です。
19	調達仕様書 (第0.8版)	7 その他 (4) (ア)	8	P8のその他に記載の「モックアップ環境は、原則として窓口DXSaaSの本番環境を構築する予定のCSP上に用意すること。」とありますが、こちらも令和5年度分のCSP利用料はデジタル庁様でご負担いただける想定でよろしいでしょうか。	モックアップ環境につきましても、「原則として窓口DXSaaSの本番環境を構築する予定のガバメントクラウドのCSPと同じパブリッククラウド上に事業者負担により用意すること」となりますが、ガバメントクラウド上にモックアップ環境を準備する場合は、R5年度についてはデジタル庁でその分のガバメントクラウド利用料も負担する予定です。
20	調達仕様書 (第0.8版)	7 その他 (4) (ウ)	9	「BPRを前提とした地方公共団体の窓口DXを強力に後押し・推進することが本調達の目的である」とありますが、窓口DXSaaSを通じてサービスを提供するだけでなく、BPR支援（オプション・別途料金）を提供することも認めてほしい。	オプションとして、BPR支援をラインナップに加えていただくことは問題ありません。 なお、デジタル庁においては、「窓口BPRアドバイザー派遣事業」を行っています。 https://www.digital.go.jp/policies/cs-dx/localgovernment-adviser/

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
21	要件定義書 (第0.8版)	1.1 SaaSの提供形態		シングルテナントとしてシステムを構築し、後々にマルチテナントへの対応をおこなう、という方法での対応でもよろしいでしょうか。	「要件定義書の1基本要件 1.1SaaS提供形態」に記載のとおり、マルチテナントとして提供することを求めています。 ただし、事項欄に記載しているとおり、マルチテナントの実装方法は事業者の創意工夫となりますので、構成についてはご検討ください。
22	要件定義書 (第0.8版)	1.2 アーキテクト図の提示		2023年5月の提案書提出時のアーキテクチャ図についてSaaS構築をしていく中で変更が入ってもよいか。	変更いただいたも構いません。ただし、ガバメントクラウドは単なるインフラ環境やクラウド環境ではなく、「システムのモダン化（高コストの要因となる旧来技術からの脱却）を目的とする利用システムに、最適なクラウド環境を手段として提供するのがガバメントクラウドである」としています。したがって、変更する場合も、あくまでマネージドサービスやコンテナ、サーバレス、マイクロサービスなどを活用したモダンアプリケーション化であることが前提となります。
23	要件定義書 (第0.8版)	1.4 SaaSが対象とする窓口業務		「ライフイベントを起点とした複数の手続き申請を一括で行う」ことを想定しており、個別業務単位（例：介護保険業務のみ。子育て支援業務のみ）での導入対応は想定していません。対応は不可能ではありませんが、対象業務の組み合わせによっては十分な導入効果を得られない場合もあるかと懸念しております。	仕様書の「4 事業の内容(1) 基本コンセプト」にも記載のとおり、本事業では「書かない」「待たない」「回らない」を基本コンセプトとしています。このため、個別業務単位での導入対応を必須とはしていませんが、仮に地方公共団体から個別業務単位での導入要望があった場合は、当該地方公共団体と対応方法を協議し、事業者としても合意のうえ対応いただくのは構いません。
24	要件定義書 (第0.8版)	1.4 SaaSが対象とする窓口業務		窓口業務の対象となるペルソナの具体化、地方公共団体のニーズを的確にとらえるため、これまで仕様を作成するにあたり挙げられてきた共創PF上の地方公共団体の意見や、今後BPRを実施した結果として地方公共団体が共創PF上で提出する報告書等の内容を、調達に参加を希望するベンダーに共有いただくことが望ましいと考えます。	共創プラットフォームは国及び地方公共団体の職員が参加してやりとりしている内容であるため、公開はできません。 自治体の意見については仕様書及び概要説明資料に反映をしています。
25	要件定義書 (第0.8版)	2.2 手続きナビゲーション		地方公共団体が保有する基幹系業務システムのデータと連携したナビゲーション機能とは、具体的に何のデータを使って、どのようなナビゲーションをするのかご教示いただきたい。	概要説明資料を参考にしてください。

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
26	要件定義書 (第0.8版)	2.2 手続きナビゲーション		<p>「運用に合わせて柔軟に業務フローが設定できること。」とは、具体的にどのような柔軟性をイメージしておけば良いかご教示いただきたい。</p> <p>①例えば、出生届、お悔やみ、転入・転出の手続きを順次サービス化していくことを想定しておりますが、A)出生届の手続きの中での業務フローを設定できれば良いのかB)他の手続きもシステムで設定できれば良いのか</p> <p>②「設定できること」とは、地方公共団体側で設定できるという意味なのか、利用ユーザーの要望を聞いてベンダー側で設定ができれば良いのかだとどちらになりますか。</p>	<p>①BPRの結果に合わせてフローを設定できることを想定しています。</p> <p>②どちらでも構いません。</p>
27	要件定義書 (第0.8版)	2.7 申請書作成		<p>「運用に合わせて、サービスを利用する地方公共団体の職員が柔軟に申請書のフォーマットを変更できること。」とありますが、申請書は頻繁に変更されるものなのでしょうか。</p>	<p>窓口業務についてはBPRは一度実施して終わりではなく、日々改善されていくものであるため、申請書のレイアウトや項目について変更ができることを想定しています。</p>
28	要件定義書 (第0.8版)	2.8 申請書作成		<p>タブレット端末への出力方式が様々考えられるため、「タブレット端末への出力」に関してイメージを教えてください。</p>	<p>申請書は紙に出力してサインをもらうだけでなく、タブレット端末等に出した画面にタッチペンでのサインやマイナンバーカードをタッチしてもらうこともありえると想定しています。いずれにせよ創意工夫領域となります。</p>
29	要件定義書 (第0.8版)	2.9 マイナンバーカードの利活用		<p>マイナンバーの読み取りのみでよろしいでしょうか？</p>	<p>本人確認への利用も想定されるため、4情報の読み取りは必須となります。</p>
30	要件定義書 (第0.8版)	2.9 マイナンバーカードの利活用		<p>「読み取った4情報等の自己情報を申請書に自動入力」とありますが、RPAでの対応も許容されるという認識でいいでしょうか。</p>	<p>創意工夫領域となります。</p>
31	要件定義書 (第0.8版)	2.9 マイナンバーカードの利活用		<p>ガバメントクラウド内から、マイナンバー連携可能なデジタルIDソリューションを利用できることを認めていただきたい。</p> <p>指定したネットワークの通信許可が可能か、通信周りの制約について何が制限があればご教示いただきたい。</p>	<p>ガバメントクラウドの各ドキュメント及び情報セキュリティポリシーのガイドラインを参照し、それらに基づいて対応をしてください。</p> <p>なお、個別のネットワークの通信許可については、地方公共団体が当該団体の情報セキュリティポリシーに則り判断するものとなります。</p>
32	要件定義書 (第0.8版)	2.10 マイナンバーカードの利活用		<p>空き領域の利活用についてどういったことを想定されての内容なのか。</p>	<p>創意工夫領域となりますが、地方公共団体で実装している独自アプリとの連携や本人確認、電子署名等での活用が想定されます。</p>

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
33	要件定義書 (第0.8版)	2.11 他サービスと API等の連携		他サービスとは具体的に何を指すかご教示いただきたい。 具体的な連携に必要な情報を提示いただくことは可能でしょうか。 APIドキュメントは提供いただけますでしょうか？	API連携については、マイナポータルや公共サービスメッシュ、標準化後の基幹系業務システム等との連携を想定しています。 ぴったりサービスについてはAPIドキュメントや標準仕様書を参考にしてください。公共サービスメッシュや標準化後の基幹系業務システムに関しては、今後開示される予定ですので、APIでの連携を前提としたシステム設計をお願いします。
34	要件定義書 (第0.8版)	3.4 標準化前の連携		人的コスト、作業期間等を考慮すると、地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC-0002-2020)での連携がベストであるという認識でおりますが、そのような考えでよろしいでしょうか？	標準化前の連携は、基幹系業務システムの改修やデータ出力費用を抑える工夫が必要と考えています。 地域情報プラットフォーム標準仕様も想定されますが、その他、概要説明資料P29に例示をしています。 標準化後は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に記載の「独自施策システム等連携仕様」に従って連携となります。
35	要件定義書 (第0.8版)	3.4 標準化前の連携		基幹系業務システムとの連携は必須という認識で良いか。	基幹系業務システムとの連携は必須ですが、具体的な実装方法は創意工夫となります。標準化前については、基幹系業務システムの改修等が極力発生しない方法に努めてください。
36	要件定義書 (第0.8版)	3.5 標準化後の連携		標準化後は独自施策システム等連携仕様に従って連携とあるが、仕様に定義されていない手続きについては、どのように取り扱いをすると良いか。	創意工夫領域となります。
37	要件定義書 (第0.8版)	3.6 連携項目		連携方式については同資料の3.4項、3.5項にてお示しいただいていますが、連携項目について必須項目およびデータレイアウトを定められていますでしょうか。	BPRの結果は各団体によって異なるため、連携するデータの種類や項目は異なる想定です。
38	要件定義書 (第0.8版)	4.2 ガバメントクラウドとのネットワーク環境構築運用業務		シングルベンダー共同利用方式とはどのような方式か。	ガバメントクラウド概要解説の「ネットワーク接続の全体像（地方公共団体）」の図において、団体システム環境と団体接続環境を1事業者で提供することです。
39	要件定義書 (第0.8版)	6.3 ログ取得		ログの保持期間に関しては地方公共団体との話し合いで決めることでよいかご教示いただきたい。	契約期間中は保存し、地方公共団体に提供可能とすることと記載してあります。
40	要件定義書 (第0.8版)	7.5 障害通知時間		ガバメントクラウドにおける通信周りの制約について何が制限があればご教示いただきたい。	制約についてはガバメントクラウドの技術ドキュメントを参照してください。

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
41	要件定義書 (第0.8版)	7.6 平均障害復旧時間		アプリケーションの範囲に限定されているという認識で間違いないでしょうか。 また、平均が年間か月間かが不明です。	アプリケーションの範囲です。 平均は年間です。
42	要件定義書 (第0.8版)	8.5 データ移行		「各種マスタ情報等を汎用的なフォーマットでいつでも出力可能なこと。また、パラメータ等の意味が理解できるレベルの設定シートを合わせて提供できること。」とありますが、こちらも先述の調達仕様書案と同様に、事業者ごとに提供する機能が異なる場合、汎用的なフォーマットで出力する必要性がないのではないかと考えます。また、「創意工夫に委ねる」とことと矛盾しており、知的財産権を保護する上では避けたいです。	「ベンダーロックイン」を避け、競争原理を正常に機能させたいという主旨となります。窓口DXSaaSは各事業者の所有物となりますが、その中にセットアップされる基幹系システム等のデータの管理権は、地方公共団体に帰属します。この地方公共団体の財産であるデータを、汎用的なフォーマット（例：CSV）で出力でき、またその出力データを地方公共団体が理解できるように、データ内のパラメータ（例：1が住民票、2が印鑑証明書）が理解できるものをあわせて提供してください、という主旨となります。決して、知的財産権を侵害を伴う要求を想定してはならず、地方公共団体のデータの管理権に基づく正当な範囲での要求を想定しています。
43	要件定義書 (第0.8版)	8.5 データ移行		データ形式は汎用的なフォーマットであれば事業者判断でよいという解釈をしているが、相違ないか。	csv等の汎用的なフォーマットを想定しています。
44	要件定義書 (第0.8版)			要件定義書に記載の事項はすべて必須要件でしょうか。	具体的な実装方法は創意工夫となりますが、全て必須要件となります。
45	概要説明資料 (0.8版)	P.53 窓口DX SaaSの契約・支払い形態		窓口DXSaaSは共同利用方式の形態と認識しております。その場合、図に記載の「ガバクラ運用管理補助者」は窓口DXSaaSベンダーと同一ベンダーになる理解で合っていますでしょうか。	この図で示している「運用管理補助者」は、地方公共団体の接続環境について補助する役割を担う想定です。 接続環境の運用も窓口DXSaaS提供事業者が実施する場合は、同一事業者になります。 地方公共団体によっては、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システム用の環境に接続するために別途、運用管理補助者を委託している場合もあります。
46	概要説明資料 (0.8版)	P.55 資格要件等		「共同事業体（JV）による提案は想定していない。」とありますが、JVではないが、複数の会社での協働提案を可能にしたい。	再委託等による複数の事業者の協業による提案を完全に否定してはいたませんが、原則としては再委託は認めておりません。やむを得ず、再委託する場合については、デジタル庁指定の様式で提出いただき、承認される必要があります。また、第三者に再委託する場合、第三者に本契約と同様の義務を負わせるものとし、また、第三者の行為は受託者の行為とみなされることとなりますので、ご注意ください。

ガバメントクラウド上の窓口DXSaaSの構築・提供に係る情報提供依頼に対する質問・意見への回答

No.	対象資料	該当箇所	頁	御意見・御質問	回答
47	概要説明資料 (0.8版)	P.66 先行実証団体ガバク ラ環境 参考構成図		実証協力団体H市の事例においてガバメントクラウド上で構築されたアーキテクト図が掲載されているが、インターネット回線またはLGWAN回線上でクラウド型システムを構築するのと同程度の自由度なのか。もし、異なる部分や制限をかけている部分などがあれば明示していただきたい。	「自由度」の内容を十分には理解しかねますが、構築にあたって「ガバメントクラウド技術マニュアル」等を参考にしてください。
48	該当なし			既存の窓口支援システムに機能追加をする形でSaaSの構築・提供を行う予定であるが、既に導入している地方公共団体が窓口DXSaaSにデータ等を移行したい場合には移行するのは可能でしょうか。	地方公共団体が窓口DXSaaSとして調達・契約後、既存システムからデータを移行することについては、SaaS事業者側が対応できるのであれば可能と考えます。
49	該当なし			R5年度以降も定期的に事業者の募集を行う話がございましたが、本年度以降の事業者募集予定は本公告時に掲載予定でしょうか。	定期的に事業者を募集することは想定していますが、時期等については検討中であり、本公告時に掲載予定はありません。